

2020/11/13

課外活動団体責任者 各位

理事（教学・学生担当）・副学長
柳澤 哲哉

学内における課外活動及び課外活動施設利用の再開について（通知）

令和2年6月3日付けの告知により学内の課外活動及び課外活動施設の利用は中止しておりましたが、今般再開するため「学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン」を定めました。

本ガイドラインを遵守することを条件として、学内の課外活動及び課外活動施設の利用を再開します。

課外活動団体の責任者は、本学の学生行動指針、新型コロナウイルス対応マニュアル及び本ガイドラインを十分に理解のうえ遵守し、確実に行動してください。

課外活動を再開する手続きについては、課外活動団体宛にメールにて連絡します。

活動再開時期 令和2年11月24日(火)以降

※ただし、複数の団体が利用し活動日の調整を伴う施設については、
12月1日(火)以降

(担当) 学生支援課学生生活支援担当係
TEL : 048-858-3029